

社会福祉法人至宝会 役員及び評議員の報酬等に関する規定

第1条（目的）

この規定は、社会福祉法人至宝会の役員及び評議員の報酬等について定める。

第2条（定義）

この規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

第3条（理事会及び評議員会の出席）

役員が、理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、【別表1】により実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、【別表1】により実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第4条（理事及び評議員の報酬）

理事及び評議員の年間報酬は、【別表2】に記載の額とする。

第5条（監事の報酬）

監事が、法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、【別表3】により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第6条（出張旅費）

役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は、原則として出張終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第7条（適用除外）

施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

第8条（改正）

本規定を改正する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

平成30年4月1日

【別表1】

名称	報酬	実費弁償費
理事会及び評議員会出席	—	5,000円/回

【別表2】

名称	報酬
理事長	0円/年
理事	0円/年
評議員	0円/年

【別表3】

名称	報酬	実費弁償費
監事 監査指導及び業務報酬等	5,000円/回	5,000円/回